

建設業の未来を変える **新ルール！**

“第三次・担い手3法”とは？



持続可能な建設業の実現と、そのために必要な担い手の確保を図ることを目的として、**品確法・建設業法・入契法の3法を一体的に改正**する「第三次・担い手3法」が令和6年6月に公布されました。

適正な労務費等の確保、適切な価格転嫁、適正な工期設定など、**新ルールを踏まえた適切な対応**をお願いします。

改正の概要

厳しい就労条件を背景に就業者の減少が続いており、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるよう、**担い手の確保に向けた取組を強化することが急務**となっています。

第三次・担い手3法では、**「担い手確保」、「生産性向上」、「地域における対応力強化」**という三つの視点から、法規制の強化を含めた環境整備等の措置が講じられています。

改正のポイント（建設業法）

1 処遇改善（労務費の確保と行き渡り）

- ✓ **著しく低い労務費等による見積り提出（受注者）や見積り変更依頼（注文者）が禁止**されます。（令和7年12月～）

2 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

- ✓ **資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」が契約書の法定記載事項**となります。また、受注者には、資材高騰の「おそれ情報」を注文者に通知する義務が、注文者には誠実に変更協議に応ずる努力義務が課せられます。

3 働き方改革と生産性向上

- ✓ 工期ダンピング対策が強化されるほか、現場技術者の専任義務が合理化されます。

[くわしくはこちら（広島県HP）をご覧ください。](#)

「第三次・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について」

